

地域GX推進等に関する包括連携協定

沼田市（以下「甲」という。）、株式会社サンワ（以下「乙」という。）、アストモスエネルギー株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、地域GX（グリーン・トランスフォーメーション）推進等に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域GXの推進等に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 地域GXに関すること
 - (2) 生態系保全に関すること
 - (3) 地域における脱炭素教育に関すること
 - (4) サーキュラーエコノミーの推進に関すること
 - (5) レジリエンス強化に関すること
 - (6) その他地方創生に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲、乙及び丙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項及びそれに伴う各者の役割分担については甲、乙及び丙の合意の上、必要に応じて別途文書により定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏えいせず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年9月12日

甲 群馬県沼田市下之町 888
沼田市
沼田市長

星野 稔

乙 群馬県前橋市元総社町 521-7
株式会社サンワ
代表取締役社長

志藤 宗司

丙 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー24 階
アストモスエネルギー株式会社
代表取締役社長

山 中 光